

Title	淀橋町米穀問屋仲間古記録（社会経済史資料紹介）
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.1 (1936. 1) ,p.103- 128
JaLC DOI	10.14991/001.19360101-0103
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360101-0103">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360101-0103</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 淀橋町米穀問屋仲間古記録

(社會經濟史資料紹介)

野 村 兼 太 郎

江戸の發展は漸次にその區域を擴大する傾向のあつたことは、江戸時代の初期から多くの識者の注意するところであつた。従つて郊外の隣村は何れもその影響を受けざるを得なかつた。柏木、角筈等の一帯も著しく都市化せら  
れつゝあつたことも、多くの點からこれを指摘し得る。今こゝに紹介せんとする柏木淀橋町成子町米穀問屋組合の古記録も江戸市街發展の一端を物語るものである。

この記録は豊嶋郡角筈村の舊名主渡邊家の所蔵さるゝ諸文書の一つであつたが、當主敏之助氏の好意に依つて、その寄贈を受け、こゝに紹介することを得るのである。この際厚く同氏の好意に感謝の意を表して置く。美濃紙大判の墨付七拾四枚の大冊であるが、表紙が磨滅し、蟲喰のため、表題は解らない。安永二年組合創立以後、天保二年に至る重要な事項を記載せるものである。

元來淀橋町成子町附近で米雜穀の賣買に從事してゐたものが、漸次に仲間を形成しつゝあつたが、次第に競争者  
——「似寄商賣之仁」の生ずる状態にあるのを見て、終に安永二年(一七七三)に、淀橋町四軒、成子町一軒、合

せて五軒の米穀商が仲間を形成し、獨占排他的な規定を設け、自己の利益を確保擁護せんとするに至つた。即ち同書の劈頭に掲げてあるものが、その規約である。すなはち、  
「荷主衆と直段取究買請い荷物不相渡仁有之べ、仲間共同取引致申間舗ひ事」  
「得意方不勘定之仁有之べ、名前張紙と差出し、一同商内致申間敷ひ事」  
「一得意先相互ニセリ賣等決而致申間敷ひ事」

右之條ニ仲間一統堅相守可申い、已上、  
前書之通度ニ寄合之上、仲間一同曉取極ひ上モ、聊違背致間敷、爲後日連印仍而如件  
柏木 淀橋町  
日野屋久兵衛印  
条屋伊衛門印  
大和屋半兵衛印

安永二巳年六月

大和屋傳四郎印  
同所成子町  
大和屋與八郎印

「上述の第二條に「米穀仲間仕法之義從前三定之通云々」とあるのを見れば、恐らく安永二年以前にも、何等か組合らしきものがあつたものと思はれる。唯競争者の發生が一層獨占を強化する必要を感じ、右のやうな規約を作り、第三條以下の露骨な排他的條項を設けたものと思はれる。しかしこの獨占が如何なる権力に依つて保證されてゐたかは不明ではあるが、大體當局に依つても事實上は公認されてゐたと思はれる。即ち次ぎの寛政二年(一七九〇)の記事に依つてもこれを推測し得る。  
「寛政二戌年四月廿四日、南御番所池田筑後守様が御差紙と而家持久兵衛被召出、淀橋町成子町米穀屋共ひ被仰付申趣、寶曆元未年と同三酉年迄、右三ヶ年並天明三卯年と寛政元酉年迄七ヶ年之米穀平均相場帳面と相認メ差上ひ様被仰付ひ處、右年數之帳面連綿致し兼ひ旨申上ひ得モ、左ハ、帳面有之分、同五月二日ニ書上ひ様被仰付申ニ付、去酉年と戌年二月、并當時之相場まで書上ひ處、御聞濟ニ相成兼、天明三卯年より之帳面吟味いこし、右直段書來ル七日迄ニ書上ひ様被仰付ひ所、帳面出來兼ひ處、來ル十日迄御目延奉願上、同十日御番所江相場書差上ひ處、先帳面之儀も上ケ置ひ様被仰付、一統罷歸リ申い」

寛政二戌年五月十六日

淀橋町米穀問屋仲間古記録

柏木 淀橋町  
久兵衛印  
105 105

伊右衛門印  
牛之兵衛印

傳四郎印

與天御子草平八印

安永二年から寛政二年まで、足かけ十八年間に全然組合員の増加は起らなかつたらしい。しかし江戸の郊外にかかる仲間組合の発生することは、本來の江戸に於ける地廻米穀問屋の默認し得ないことは明かである。従つて地廻米穀問屋仲間の株を所有せしめて、江戸近在に於いて同一職業を行ふこれ等の者に對して同仲間から故障を申立てた。殊にその理由として、米は江戸府内入津の石高を日々上申する必要があるのに、かく仲間以外の者が米賣買に從事してはその數に洩れることを指摘してゐる。この兩者の間に如何なる交渉があつたかは、全く不明であるが、一度々の交渉の結果、終に淀橋町成子町の米穀問屋は、地廻米穀問屋の壹番組の内へ加入することとなつた。即ち文政六年（一八二三）に各問屋連印して、次ぎの如き證書を作つた。

「一拙者共舊來仲間取極、米穀之内重モニ雜穀賣捌渡世致來い處、此度地廻米穀問屋年行叟より申來い趣ニモ、御府内に入れい米雜穀之義ヲ、古來よモ右仲間内ニ而引受賣捌來い義ヲ、無株ニ而取扱ひ段不束之趣、殊ニ米之義ヲ月々入津員數高御書上ニも相洩れい義故、等閑ニ難差置旨度々被及掛合、依之最寄之者共打寄、種々相談致い處、是迄舊來致來い商賣體雜穀重モニ取扱ひ而、米之義ヲ聊々有之い得とも、月々御書上ニ相洩、殊ニ雜穀之義も米

文政六年四月

同所同町家持

大和屋喜八印

同所同町家持

三条屋伊右衛門印

同所同町家持

大和屋傳四郎印

同所成子町家持

大和屋與八印

同所同町傳右衛門店

岡田屋佐兵衛印

淀橋町米穀問屋仲間古記録

柏木成子町家持

大坂屋長兵衛印

萬屋助印

同所同町家持

金屋吉右衛門持株讓受ル

同所續角筈村家持

三河屋文七印

葛西屋幼年付後見小兵衛印

同所成子町小兵衛店

同所同町家持

金屋吉右衛門印

萬屋助印

同所續角筈村家持

三河屋文七印

葛西屋幼年付後見小兵衛印

同所續角筈村家持

三河屋文七印

葛西屋幼年付後見小兵衛印

文政十亥年九月  
鳴名屋甚兵衛持株讓受ル  
同十三寅年十一月中  
葛西文吉江株讓渡依之名前消ス  
文政十三寅年中  
中野組之内鳴名屋市兵衛株讓  
替當組ニ番替

寛政二年から文政六年まで、約三十三年の間に、淀橋町成子町の仲間は倍加し、九軒となつてゐる。しかもその地名を見ても、次第に隣接區域に發展してゆく趨勢が十分覗はれる。事實上の江戸の擴大である。  
かくして文政六年以後に於いては淀橋町成子町の米穀問屋は江戸の地廻米穀問屋の一部をなすに過ぎなくなつた。地廻米穀問屋は享保十一年（一七二六）に創設されたが、漸次に米穀商の増加するにつれ、益々その獨占組織を必要とし、定法を作つたが、さらに文政七年（一八二四）には、惣仲間行事が集會して、大行事制度を規定した。

「地廻米穀問屋定法之寫

番組米問屋之儀も享保十一年稻生下野守様御勤役之節、地廻米問屋共組ニ被爲仰付、是迄銘々家業相續仕來レ、然ル處近年組合内ニ新問屋出來、心得違之者も有之レニ付、此度相改左之通取極申レ  
「御公儀様御法度之越堅相守可申レ事  
一送狀無之荷物一切引受申間敷レ事  
一米直段高直之節、園米等致申間敷、猶亦下直之義有之、買持米御用等被仰付レハ、可成丈ケ出精米買持可仕  
「事  
一商賣軀之義ニ付急成御公用勿論、如何様之義出來仕レ共、年番行夏ニ早速通達之上、惣寄合可致レ事  
一荷主衆並懇意之仁ニ被相頼レ共、貸名題決而致申間敷レ、若心得違之者有之レハ、仲間相除キ可申レ事  
一仲間最寄ニ直請米致レ仁有之レハ、御府内入津米高御書上ケニも相洩レ義ニ御座レヘモ等閑ニ相成不申、早速年番行事ニ通達イシ取斗可申レ事  
一惣番組之内何レ之組ヲ出入出來レ共、惣仲間一統ニ申合、諸事取斗可仕レ事

但何レ之組最寄ニ無株ニ而直荷引受ト仁有之本節大、最寄ニ而成丈ケ利解シ聞、加入爲致可申付事一万ミ一瀬義も有之付ハ  
、大行事ノ御訴ヘ可申事、右總入用大惣仲間一軒ニ割合ニシ可付、尤熟談ニ相成レハ、蒸籠代之義ニ惣仲間江引受可申  
極之事

右ヶ條之趣、組合一統承知仕、少後違背致間敷作、仍而如件」

淀橋町米穀問屋仲間古記録

一素人ニ而直買請亦乞荷主衆直賣致申仁、最寄見留レ組々相掛合、我意申募ル者有之レ節、是迄年番ニ申出、年番よモ御訴訟申上レ處、此度一統相談之上相改、以來右躰之者有之レ節、最寄見留レ組々年番組ニ始末申談篤々相掛合、彌相片付不申レハ、最寄見留レ組々御訴訟可仕レ、尤年番行叟御腰掛け迄差添、何事ニよらニ取斗可致レ、決而其組限リ勝手之取始末いたし申間敷レ事

但諸入用之義次度相改、右最寄見留レ組よモ差出可申外事

一番組新加入之儀古來其最寄組る加入爲致レ處、近年猥ニ相成、最寄ニ不拘勝手次第加入爲致、仲間不取締ニ付、此度相談之上相改、以來加入之仁有之レハ、年番大行事ニ申談、大行叟ノ組ニ廻状ヲ以申達、差障も無之レハ、協店八ヶ所ニ極、最寄之組ニ加入爲致可申レ事

一番組新加入井株讓替或乞所替共、其組限リ行事加印名主奥印之書付ヲ以奉願上レ處、此度仲間相談之上、奈良屋御役所ニ一統よモ奉願、以來其組行事加印外ニ年番行叟加印名主奥印之書付を以御願可申上レ事

一大行事年番之義、古來仕來有之レ得共、中絶混雜致レニ付、此度仲間相談之上、闇取いなし、左ニ取極以來怠慢無之様、仲間一統ノ奈良屋御役所ニ御届ケ申上御記帳奉願置レ間、此旨忘却無之様、仲間取締可申レ事

西年正月ヨリ同六月迄 貳拾貳番組

西年七月ヨリ同十二月迄 貳拾貳番組

西年正月ヨリ同六月迄 四拾五番組

西年七月ヨリ同十二月迄 貳拾六番組

西年正月ヨリ同六月迄 貳拾六番組

西年七月ヨリ同十二月迄 貳拾六番組

文政七年甲申七月

一一一

一一二

淀橋町米穀問屋仲間古記録

大行事制度の復活と共に、江戸町奉行所及び町年寄奈良屋役所に願出で、新加入者の制度を明確にすることになつた。

丁旨恐以書付奉願上候

一地廻米問屋大行事年番四拾四番組之内、淺草平右衛門町庄兵衛店喜兵衛、神田仲町壹丁目源助店源兵衛外、組行事三拾壹人奉申上ひ、私共仲間之義是迄一同申合、年々大行事相定、仲間取締宜難有渡世相續仕來い處、近來組最寄違ひ、新加入等有之、混雜仕付、此度仲間一同和融仕、相談差究、年番大行事順番之儀、當御役所様ニ奉申上、以來組仲間新加入之者有之ハ、其組行事年番大行事加印仕、名主奥印之書付を以、新加入奉願上ひ様仕度一同奉願上ひ、若忘却仕、年番大行事加印無御座願出い者有之ハ、書面御下ヶ被下置い様仕度奉存い、則年番大行事順別紙奉申上ひ、何卒此段御聞済被成下置い様、一同奉願上ひ以上、

文政七年十二月八日

右の如く願出たところ、奉行所からも、奈良屋役所からも願の通り許可された。しかしその以前に新規加入以外株譲渡、名義替等についても同様に規定してゐた。

「前書之通同月廿一日、奈良屋御役所組行事共被召呼、願之通被仰付、猶以仲間取締宜可致い旨御利解有之、御受印形仕上ひ、急度相守可申い、尤此度奉願の書面ニテ、新加入之者有之節、年番組申出、行更加印相頼、願出可申旨奉願上ひ得とも、右去ル十月朔日大集會之節、一同相談之上新規加入ニ不限、株譲替名前改等迄、年番組申出、加印ヲ請、奉願亦苦悶支對談取究、前ニ議定書ニ相記置ひ得共、猶亦此度一同再談取究上

夫聊違背仕間敷い、爲後日議定連印致置處仍而如件

文政七年十月朔日

地廻米問屋

大行事年番

淺草本村町庄兵衛店

喜

兵

衛

壹番組行事

湯島六町目家持

新

六

太次兵衛

神田區仲町壹丁目源助店

新

六

牛込堀場町家主

市郎兵衛

浅草駒形町清兵衛店

新

六

浅草三好町家主

市郎兵衛

新

六

拾八番組行事

一一四〇一四

南鍋町壹丁目久兵衛店

市郎兵衛

京橋水谷町清兵衛店

伊兵衛

廿貳番組行事

勘兵衛

十六番組行事

助兵衛

長平八

同所同町家主

同町平兵衛店

久兵衛

勘兵衛

貳拾九番組行事

鮑島町吉兵衛店

傳四郎

嘉兵衛

留五郎

喜右衛門

四拾番組行事

淺草茅町貳丁目儀八店

同所平右衛門町庄兵衛店

傳四郎

嘉兵衛

留五郎

喜右衛門

四拾壹番組行事

露月町吉五郎店

同所平右衛門町庄兵衛店

傳四郎

嘉兵衛

留五郎

喜右衛門

四拾貳番組行事

芝濱松町四丁目家持

同所金杉同朋町家主

本所茅場町三丁目家主

四拾三番組行事

市右衛門

四拾四番組行事

市右衛門

一一五

本所縁町五丁目佐兵衛店

忠左衛門

同所林町五丁目家主

四拾五番組行事

中之郷竹町平左衛門店

吉郎兵衛

同所同町同人店

平

四拾七番組行事

本所相生町壹丁目喜兵衛店

五郎右衛門

同所縁町四丁目清兵衛店

伊兵衛

芝田町三丁目市兵衛店

助

四拾八番組行事

芝田町三丁目市兵衛店

庄

同所青柳町

助

小兵衛

平兵衛

南小田原町壹丁目伊助店

伊兵衛

神田佐柄木町藏地平兵衛店

伊兵衛

本石町三丁目善兵衛店

平兵衛

伊兵衛

かうした獨占排他的な規約を設け、新加入を嚴重に取締つたが、それでもかなり直取引をする者があつたと見えて、見廻り監督を厳にした。文政八年九月仲間惣代權七が見廻りをしてゐると、實蓄麥壹駄馬附で通つたので、跡をつけゆくと、麹町平川町壹丁目傳右衛門店嘉兵衛と云ふ粉名屋に着けた。早速嚴談に及び、次ぎの如き詫状を取つた。

## 「入置申一札之事」

一我等此度實喬麥貳俵、武州大沼田村新田當麻屋金次郎方々買受、荷物引取れ處、貴殿方ニ被見留御調有之、全在方々荷物直買之義ニ而一言之申譯無之、依之佗申入度、格別之御勘辨を以内済被成下恭存レ、然ル上モ以來右郭之直買ヲ勿論、紛敷俵もの等、決而引受申間敷レ、爲後日入置申一札仍而如件

文政八四年九月廿六日

嘉 兵 衛

## 壹番組米穀問屋

## 御行事中

かく問題が簡単に片がついたものもあるが、中には訴訟に及んだものもある。先づ文政十年に起つたものを左に掲げる。同年十一月廿七日、神田お玉ヶ池の巻米屋平藏方に直荷物の着いたのを發見して、交渉に及んだが、中々落着せず、終に翌年正月廿八日次の如き訴狀を呈出した。

## 「乍恐以書付御訴訟奉上レ

一地廻米問屋四拾四番組行事湯島切通町家主源七叟權七、淺草平右衛門町清三郎店彌右衛門奉申上レ、私共仲間之義も在方よモ出レ米穀共引受、仲買并素人ニ賣捌、月々入津員數高井歸帆積共、掛リ町年寄衆ニ書上仕、其上米價下直之節も買持米等被仰付、仲間取締宜難有渡世相續仕來レ處、去亥十一月廿七日神田佐柄町代地清五郎店平藏ミ申者方ニ、越ヶ谷米四拾六俵、柳原稻荷河岸よモ水揚仕レ付、早速龍越相尋、賣主名前住所も不存レヘと

も、右様之送リ狀ニ而引請レ旨、書付爲相見レ處、拾八番組地廻米問屋之内、南傳馬町貳丁目伊勢屋佐吉ミ申印形有之レ間、右送リ狀相預リ、同人方ニ籠越承合レ處、平藏方ニ米荷物賣渡レ義無之趣申聞レ付、賣帳等爲取調レ得とも、一向帳合等ニ相見レ不申、平藏方ニ而預リレ送リ狀爲相見レ處、佐吉方ニ而取用ひレ印形ミ相違仕レ間、早速平藏ニ申聞レ間、相待レ内、同人義佐吉方聞合レ處、右様之商ひ不仕レ由ニ付、平藏義驚入レ様子ニ而、翌廿九日本銀町會所屋敷藏地家主喜三郎を以申入レニテ、紛敷在方米買請レ段申譯無之、全ク荷主越ヶ谷宿鍛治屋治兵衛ミ申者方々買受レ間、右治兵衛籠越レ迄、兩三日相待吳レ様相頼レ付、任其意相待申レ、然ル處十二月二日前書佐吉よモ手紙差越、右之米荷物出先ニ而平藏方ニ賣渡レ旨申越レ間、翌日佐吉方ニ籠越、唯今ニ相成右様被申出レ而モ、全貸名題ニ相當、殊ニ印形等も相違仕レ間、仲間取締も不宜、種々相掛合レ得共、彼是申紛取敢不申、全荷主ニ而紛敷印形相用荷物積送リ、只今ニ至佐吉並平藏、荷主次兵衛ミ馴合レ哉ミ奉存レ、右様荷主共方ニ而紛敷印形相用ひ、江戸町所ニ直商ひ仕レ而モ、私共商賣體手薄ニ被成、仲間議定も相崩不取締ニ罷成、行ニ間屋共渡世差障、乍恐難義至極仕、無是悲御訴訟奉申上レ、何卒御慈悲ヲ以相手之者共被召出、御吟味被仰付被下置レ様奉願上レ以上、

## 地廻米問屋四拾四番組行事

湯島切通町家主

文政十一子年正月廿八日

願人

源七叟 権

七

五人組 平 右 衛 門

淺草平町衛門町清三郎店

一一九（一一九）

同 勝 諸彌 右衛門

神田佐柄木町代地清五郎店  
家主 清三郎

相手 平藏

南傳馬町貳丁目源兵衛店

同 佐吉

この事件はある意味に於いて、かなり悪性のもので、従つて訴訟に及んだのであらう。二月五日訴状に裏書が與へられたが、同十四日に相手方が日延を申入れた。然し日延中何等の交渉もなく、終に谷村源左衛門掛りに依つて取調べられ、結局被告側が不利に陥り、訴訟を取下げて貰ひ、和解を乞ふに至つた。その和解書は次ぎの如くである。

「差上申濟口證文之事」

無是悲正月廿八日御訴訟申上ひ得、二月五日可罷出旨御裏書頂戴相濟、當日双方罷出、同十三日迄御日延奉願上、翌十四日双方罷出、相手方返答書奉差上、其後御吟味ニ相成、御日延奉願上ヒ、然ル處平藏義去亥十一月廿七日越ヶ谷宿鍛治屋次兵衛方より越ヶ谷米四拾六俵買受ヒ處、問屋之外直買之義不相成ヒ義付、相手之内佐

吉義も素人懇意ニ有之、問屋株も所持致罷在ヒ間相呴ヒ處、同人方より買取、平藏ヒ賣遣シハ、子細浅有之間敷ヒ存、佐吉義召仕共ニハ不申聞、送リ狀ニ印形ヒをし遣ヒ處、平藏義越谷宿み積送リヒ米ヲ佐吉にも不申聞荷揚ヒおし罷在ヒ處、米問屋行事ニ被見留ヒ義ニ付、其節佐吉ヲ留守ニ而同人召仕共ニ平藏ヒ之送リ狀ニ印形致ヒ儀ヲ不存ヒニ付、彼是紛敷挨拶ヒシヒ間、行事共義疑敷存、御訴訟申上ヒ義ニ矣ヘとも、右之通平藏義相頼佐吉義貸名題致ヒも同様之趣意相分リ、佐吉平藏共重ニ不調法奉恐入ヒ、依之取扱人ヲ以、平藏義ハ以來直買ニ紛敷義致間敷ヒ、并佐吉義大前書奉申上ヒ通貸名題之紛敷取斗致ヒ始末、右兩人共誤入、向後右體紛敷義致間敷旨、右兩人よモ證文取之、以來双方無申分、熟談内濟仕、偏ニ御威光ニ難有仕合ニ奉存ヒ、依之爲後證濟口證文奉差上ヒ處、仍而如件

文政十一子年三月七日

(下略)

さらに平藏、佐七、並びに荷主治兵衛からも訖状を入れ、この一件は落着した。その訖状の名宛は「地廻米問屋四拾四番組行事、三河屋權七、鍵屋彌右衛門」になつてゐる。しかし一番組所屬の淀橋町の記録中にも記載してあるところを見れば、事實は地廻米問屋仲間に入れたものと同様なのであらう。

同年にはさらに同様の事件が訴訟となつてゐるが、一々記録を轉載するのは煩雑に耐へないから、要領を記すと、武州多摩郡野中村百姓重右衛門と云ふ者が、彌五左衛門と改名し、江戸へ出て、麹町拾壹丁目に住居し、文政十年八月頃から在方から雜穀を直引受け、問屋同様に手廣く賣捌いてゐることを發見し、翌十一年三月屢々掛合つたが要領を得ない。止むを得ず七月廿九日訴訟に及んだ。八月九日双方罷出、裁判が行はれた。原告側の言分は雜穀仲

間は從來その仲間に取極め米穀に准じ、渡世してゐたが、文政七年五月地廻米穀問屋へ加入し、米、雜穀、壳蕎麥、實蕎麥、小麥及び粉名等は仲間以外の直賣買は不法であると云ふにある。これに對し被告は挽拔と呼ぶ實蕎麥は雜穀の内ではなく粉名の方に屬するから仲間ならずとも差障りないと主張した。結局證據調となり、三番組所有の古帳面に、明和貳年六月十三日地廻米穀問屋に雜穀一式の品々取扱ひを命ぜられてることが判明し、彌五左衛門は以後その仲間に加るか、又は直受せざるか何れかを撰ぶことを命ぜられた。即ち彼は粉名は在方から直受するが、雜穀は勿論實蕎麥、壳蕎麥も直引受はせぬと云ふ一札を入れて落着した。

文政十一年（一八二八）再び仲間規約を改正した。やゝ重複の嫌ひはあるが、重要な條項があるから、その全文を左に掲げる。

「地廻米問屋之儀、古來より關八州其外奥筋より入津有之れ米雜穀共直引請賣捌來れ處、享保十一年中、町御奉行所様より仲間に取締番組被仰付、一同難有渡世相續罷在れ、然ル處近來仲間多人數ニ相成、殊ニ商賣違ひ之仁等加入被致、混雜仕、自ラ仲間仕法相崩レ不取締ニ罷成レ付、今般一同相談之上相改、左ニ取極申シ御公儀様御法度之趣堅相守可申レ事、  
一送リ狀無之荷物一切引請申間敷レ事、  
一貯名題決而致申間敷レ事、  
但荷主衆又玄懇意之仁よモ被相頼レ共、決而致間敷レ、若紛敷義有之付ハ、仲間相除キ商賣爲相止可申付事、  
一米直段高直之節、園米等決而致申間敷レ事、」

「一米直段下直ニ而買持米御用被仰付レハ、可成丈ヶ出精米買持可仕レ事、  
一商賣外之義ニ付急成御公用勿論、何様之儀出來レ共、年番大行事ニ通達之上、物寄合可致レ事、  
一米雜穀共仲間外ニ而直請致レ仁、又玄荷主衆直買致レ義有之レ得ハ、月々入津高御書上ニ相渉、且仲間差障ニも罷成レ間、等閑ニ差置申間敷、早速年番大行戔レ通達之上、掛合可申レ事、  
一但何レ之組出來付共、惣仲間一統申合、諸夏取斗可申、且入用之義申年一同相談取極付通、最寄見留付組よモ差出申付事、  
一仲間新加入株讓替名前印形改所替等、文政七申年一同取極ニ通堅相守可申レ事、  
一近來仲間多人數ニ相成、殊ニ商賣違之仁等加入被致、混雜仕、自ラ仲間仕法も相崩、不取締罷成レ付、今般一同相談之上、是迄有來人數ニいきし、當時新規加入之義相見合可申、万一加入致、新見世相始度仁有之レハ、其最寄組ニ而當人身元相糺、可成丈ヶ同組之内休株爲讓請、商賣相始可申、若亦新規加入いゑし度申出レ仁も有之レハ、左ニ取極ニ通急度取斗可致レ事、  
一新加入之仁有之節ニ、組々惣人敷レ、弘爲振舞料壹人別銀五匁ツ、當人ふ差出、加入爲致可申レ事、  
但掛リ御役所定例入用并其外入用共別段差出可申付事、  
一休株讓受之仁有之レ節ニ、仲間弘メ入用共一式金拾五兩差出可申レ事、  
内金七兩也、爲株金讓主ニ渡ス  
金五兩也、其組弘メ蒸籠代  
金貳分也、惣物仲間ニ同断  
年番大行事組ニ同断

金壹兩貳分也

御役所御書替入用  
惣代祝金とも

但株札無之仁讓替ニ相成ト節タ、札代金貳分讓主方差出可申外事

一休株之仁商賣相始ハ節タ、休中入用相除キ置ヒ義ニ付、左之通蒸籠代差出可申ハ事

但金壹兩貳分也

其組蒸籠代

金壹兩也

惣代間ニ同斷

金貳分也

年番組ニ同断

一大行事年番之義、文政七年取極置ヒ通、順達可致ヒ事

一仲間内商賣相休ヒ仁有之レハ、年番ニ相属ケ、當人株札其組行事方に相預リ、商賣一切爲致申間敷ヒ事

右之條々古來ハ仲間仕法取極有之レ處、猶亦今般一同相談之上曉ヒ差極、仲間爲取締目印木札取持、壹人別所持致

レ上タ、聊違背致間敷外、爲後日組ニ一同連印致置ヒ處仍而如件、

地廻米穀問屋

大行事

壹

番

組

組ニ惣人數連印

文政七年の規定と比較して、最も注意すべきは罰則を設けたことと加入金を賦課するに至つたことである。前者は當然もつと以前に設けらるべきもので、むしろ遅きに失するものである。後者はこの種の獨占團體が組員の増加と共に、常に設けざるを得ない制限規定であり、ギルド等の場合と全く同様である。

次ぎに翌文政十二年に、芝四拾二番組、四拾八番組から、品川宿、澁谷その他近郊の米穀商を相手取つて、米直請一件について訴訟してゐる。この事件は恰も淀橋町に於ける場合と同性質のものであり、江戸町の範囲の不明瞭なため、その發展から當然惹起されざるを得なかつたものである。今こゝにはその済口證文のみを掲げてその顛末を明かにしよう。

一地廻米問屋行事、芝金杉同朋町家主留五郎煩ニ付代金兵衛、同所通壹町目藤七店藤兵衛煩ニ付代吉助一同申上候、私共義古來ハ番組御定被下置、毎月米入津高書上、猶亦米直段高下有之レ節ハ、問屋共銘ニ相應之御用向相勤ヒニ付、仲間取締宜渡世仕來申外、然ル處武州品川宿、同所續大井村之内御林町其外目黒澁谷邊、米商賣人共義、米穀類在方の船積、岡附共、勝手次第直取引受ヒニ付、問屋共方渡世差障相成迷惑、別而左之者共儀手廣ニ引請

亦間、以來直請相止吳外様、度々及掛合處、御代官御支配所ニ而在方荷物直ニ引受外共、不苦由申之、難相止旨申外得共、他支配ニ而も町續之場所外、千住宿、四谷内藤新宿其外口ニ之儀も、都而私共仲々間ニ加入仕罷在、無株ニ而米穀共直キ受仕外者無之、取締宜渡世仕來申外處、右躰猥ニ直買仕、別而高直之節岡附ケ船積共右場所ニ而過半引留買揚外ニ付、最寄問屋共方入津無數、且問屋共儀モ口ニ出買御法度之趣堅相慎、出買一切不仕外處、荷主共義モ右之者共相場不同買取外直段ヲ目當致外故、毎度問屋共迷惑仕外、猶此上增長仕外ハ、問屋渡世行立不申難義至極仕外ニ付、無是悲左之者共相手取、去丑三月十四日御訴訟申上外處、御裏書中神田佐久間町外致出火及大火、問屋並眷米屋共多く類焼仕外ニ付、同九月ヲ限り在方直キ買御免被仰出外間、訴訟御下ケ奉願外、然ル處右期月相立外而も直買相止不申、猶已前よ増長仕外ニ付、此節相手方ニ及掛合外處、勝手次第可致旨申落二字不明) 當日一同公事合罷出、相手方ニ返答書差上、其後被召出御吟味相成外處、相手之者共無株ニ而在方之取合不申、乍恐難義至極仕外、無是悲又外去丑十一月廿二日御訴訟申上、同廿九日可罷出御裏書頂戴(張紙脫義ハ御利解之趣ヲ以、町方御支配ニ而地廻米問屋之内願人共組合ニ致加入、是迄之通在方米穀直キ買致旨對談仕、北品川宿市左衛門店伊八、同所續大井村之内御林町家持仁兵衛、同伊兵衛、右三人之者とも義モ、向後在方米穀一切直買致間敷旨取極、武州中瀧谷村百姓久藏義モ、追而右願人共組合ニ加入いをしハ、格別、夫迄在方米穀一切直キ買致間敷旨取極、其段銘ニ訴訟人方に費用取之、已來双方聊無申分、右出入熟談内濟仕、偏御威光ト難有仕合奉存外、依之爲後證済口證文差上外處仍而如件

文政十三寅年九月十四日

(以下略)

最後に天保二年の訴訟事件が記載され、例に依つて訴状、済口證文、証文等が掲げられてあるが、その一々を示す必要もないから、事件の顛末を記した一文だけを紹介して置かうと思ふ。

「此度米、雜穀、實蕎麥、賣蕎麥共在方ニ専ラ御府内町ニ直賣致外義ニ付、一同差障リニ相成、且モ規矩も崩難澁罷在外所、當十月九日四谷傳馬町壹丁目彌吉店彌兵衛方ニ而實蕎麥貳俵直買致外ヲ見留懸合及外所、荷主モ武州入間郡安松村吉右衛門ニ申者ニ有之、買主賣主共連而相訖、已來米穀問屋之外直買直賣共致間敷旨申聞外間、其段別紙一札取之相済シ申外處、尙又同月廿日市谷田町壹丁目金七店清右衛門儀、實蕎麥貳俵、武州新座郡白子村伊丹屋忠左衛門儀直買致外ヲ見留申外、然ル所有清右衛門儀モ去ル四ヶ年以前、子年中、仲間行事る麴町拾壹丁目太兵衛店彌五左衛門ニ雜穀直買一件ニ付、同人ヲ相手取、榊原主計頭様ニ奉出訴外砌、清右衛門儀モ先年彌五左衛門済口之被召出、済口證文ニ連印致、直買不相成旨相辨ヘ乍罷在、今度直買致外儀ニ付、不得止事、當十月廿四日榊原主計頭様ニ御訴訟奉申上外所、御懸リ之中嶋三郎右衛門様ニ而、御吟味之上、清右衛門儀モ先年彌五左衛門済口之簾外相辨乍罷在、右躰始末及外段、願人外モ御奉行所對外し、重モ不埒ニ付、當人罷出外ハモ咎メ可申付程之儀、願人ニ幾重ニも相訖乍ニ内濟可仕外様嚴敷御利解有之、同人外日延致吳外旨相頼被申、度モ日延致遣外所、日延兩大方ニ別紙一札取之、十一月廿日済口證文差上、熟談内濟致外ト

この事件の問屋側の當事者はこの「記録」の屬する地廻米穀問屋壹番組之内、雜穀仲間行事の柏木成子町傳右衛

淀橋町米穀問屋仲間古記録

一二七 (一一七)

門店佐兵衛であつた。家主傳右衛門は角筈村名主で、前記渡邊氏の先祖である。この帳簿にはこの天保二年の事件を最後として白紙敷葉が残されてあつた。

以上の記録に依つて、吾人は多くの示唆を受け得ると思ふ。地廻米穀問屋仲間の擴大や仲間制度の獨占排他主義についてはすでに指摘した。さらに幕府當局はこの仲間組合を大體に於いて支持する方針であつたこと、又問屋仲間に過ぎなかつたこと、又かうした違反者は恐らく相當あつたものと思はれ、それが又問屋仲間の買入直段が比較的安價であり、之に反してその賣價は高價であつたのではないかと考へさせる。かくして天保二年の後、約十年にして、水野越前守忠邦の問屋仲間廢止の令が下つたのである。その間に相關聯するところがあるとも考へられる。しかし天保改革は全く今までの幕府の方針と正反対のものであつたから、それがこの地廻米穀問屋に與へた影響も甚だ大であつたらう。彼等が如何にこの急激な變化に對應したか、又その結果は如何なつたかは、吾人の最も知りたいところであるが、惜しいことはこの記録が早く十年以前の事件を以つて終つてゐることである。

(昭和十年十二月十一日稿)

## 機 械 と 勞 働 者

藤 林 敬 三

機械の技術的進歩が人間、特に労働者の生活に及ぼす影響の諸方面に就いては、既に舊くから學者の注意して來てゐる所であるが、最近にはまた世界恐慌を轉期として識者のこの方面に對する關心が新に増大しつゝある。今私が此處に簡単に紹介しやうとする左の四書は大體同様の表題の下に、機械と労働者に關する右の問題を取扱へるものである。

- (1) A. B. Brown; *The Machine and the Worker*, 1934.
- (2) H. Williams, ed., by; *Man and the Machine*, 1935.
- (3) W. D. Stewart; *Mines, Machines and Men*, 1935.
- (4) W. F. Watson; *Machines and Men*, 1935.

尙ほんれ等の著作が共に英國人の勞作であることを豫め注意して置く。